

2018年6月
第17号

2018年6月21日発行

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会
— 朝鮮学校無償化裁判を支援する会 —

미래·ミシ通信

ミシとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1
九州朝鮮中高級学校内
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階
福岡県朝鮮学校を支援する会
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

http://msk-f.net
mail : info@msk-f.net

目次:

第17回裁判について 1
□ 第17回口頭弁論
□ 報告集会
□ 弁護団慰労会

他地方の裁判状況 2

福岡地区 3
朝鮮学校を支援する会
第4回総会・学習会
太田 真由美

弁護団慰労会 4
九州朝鮮中高級学校
オモニ会宣伝部
金 秀愛

スナッフショット 4
九州朝鮮中高級学校
入学式・運動会

第17回裁判について

■ 第17回口頭弁論

2018年5月10日(木)14時から、第17回口頭弁論が福岡地裁小倉支部203号法廷で行われました。

裁判傍聴抽選には100名以上の方が参加され、39名が傍聴されました。

今回、裁判には原告から、①準備書面(23)(ハ号削除の違法性こそが本件での争点であること)、②準備書面(24)(被告第12準備書面に対する反論及び下村氏及び前川氏の尋問の必要性)が提出されました。被告からの書面提出はありませんでした。

裁判では、裁判体の変更があったこと(左陪席が変更)と関連して、**朴憲浩弁護士**が意見陳述を行い、本事件の概要、重要な論点、そして証人採用の必要性について主張しました。



朴弁護士は、本件の経緯について、『2010年4月にスタートした高校無償化制度の受給権者は外国人を含む、すべての高校生であり、日本における外国人学校として真っ先に想定されたのは、歴史も深く、数も多い朝鮮高校であったことはいうまでもない。朝鮮高校の生徒数を前提とした予算が計上されるなど、朝鮮高校に無償化法が適用されることは、当然の前提として想定されていた。…しかし、自民党議員や拉致問題担

当相、右派のマスコミがそれに異議を唱え、野党議員時代の下村博文氏は国会にて「朝鮮高校に対してはもう対象から外せ、外すべきだ」と発言した。このような言説が世間や国会でおおっぴらに繰り広げられた。…このような議論に対して、当時の政府は「政治外交上の配慮をせず、教育上の観点から客観的に判断する」との統一見解を何度も繰り返した。しかし、2012年12月26日、自民党政権が誕生し、そのたった2日後、下村元文科大臣は、政府統一見解を廃止し、全国の朝鮮学校を排除する旨を表明し、あるうことか根拠条文のハ号を削除する手続きを開始した。そして、2013年2月20日、全国の朝鮮高校は一斉に不指定処分を受けたのである。そしてハ号を失った朝鮮高校の生徒達は、未来永劫、申請をすることができなくなった。被告が、実質的な審査を無視し、結論ありきの政治外交上の理由に基づいて、朝鮮高校を制度から排除したことは、これまで原告らが主張してきたとおりだ。』としました。



その上で、『本件の一つのポイントはハ号削除だ。前川氏の陳述書にもあるように、審査が続いているのに、根拠規定を削除し、不指定にすることなど、通常考えられない。被告は、朝鮮高校を排除す



미래·ミレ通信

ミレとは未来という意味

るという結論ありきで、八号を削除して申請の根拠を失わせ、不指定処分にした。このことは「八の規定の削除に伴い、朝鮮高級学校を不指定とするものである。」という決裁文書の記載にもうかがえる。規程13条不適合という理由は、実質的な審査もせずに加された、後付けの理由である。八号が削除されれば、当然、その審査基準である八号規程13条も効力を失う。にもかかわらず、どうして規定13条不適合を理由に処分が行えるのか。論理的に見ても、規定13条不適合性を理由とした不指定処分をすることはできない。本件不指定処分は、八号削除のみを理由としてされたものでしかありえない。八号削除の違法性こそが重要な争点』なのだとしました。

そして『下村元文科相は、この八号削除と不指定処分の方針を表明し、現にそれを行った張本人だ。この人物を呼んでその判断について尋問しない手はない。さらに、前川氏は無償化法の制定段階から、文科省内の議論に深く関与してきた人物で、民主党政権時代の朝鮮学校の適用に向けた議論、そして自民党政権が発足してからの排除に向けた議論状況をよく知る人物である。朝鮮高校が適用対象であるはずだったこと、そして被告が政治外交目的に基づき朝鮮高校を排除したことの実情を聞くことができる。』とし証人採用の必要性を説きました。



朴弁護士は、もう一つのポイントは不当な支配だとしながら、先日言い渡された名古屋地裁判決は、規定13条不適合性、特に不当な支配の疑いがあることを理由に、全ての請求を棄却したとし、明らかに教育内容に踏み込んでいる判決の不当性、民族教育の正当性、被告の主張の不当性を主張

しました。

裁判では、次回裁判以降、原告2名及び無償化法制定にあたって国会に参考人として招致された三輪定宣教授の尋問が決まりました。

但し、本裁判のポイントと関連して強く採用を主張した下村元文科大臣及び前川喜平氏の証人申請に関しては、裁判所は、「必要性なし」との理由で証人採用しませんでした。本件について、最も事情を知る証人であるにもかかわらず、採用しないとした裁判所の姿勢に、弁護団はもちろん、傍聴席も強い憤りを感じましたが、裁判官は弁護団の不採用の説明要求に対して逃げるように法廷を後にしました。

次回裁判は6月7日(木)14時から検証に代わる動画上映及び原告2名の本人尋問、6月21日(木)14時から三輪教授の証人尋問を小倉地裁で最も広い207号法廷で行うことが決まりました。

■ 報告集会

報告集会では、弁護団事務局長の金敏寛弁護士より裁判に関して『下村、前川氏の証人不採用に関して、裁判の争点と関連して裁判所に説明を求めたが説明はなかった。民事裁判において証人採用の判断は裁判所の裁量に託すしかないが納得できる判断ではない。』とし、なぜ二人の証人採用が必要だったかなどの説明と次回以降の裁判日程に関する説明がありました。

また、意見陳述を行った朴憲浩弁護士、弁護団長の服部弘昭弁護士、安元隆治弁護士、清田美喜弁護士から裁判所の判断をどう考えるべきか詳細な説明がありました。

その上で、4月の愛知裁判に参加した石井衆介弁護士より、判決の不当性、問題点に対する説明と、その内

容を九州裁判にどのように生かしていくか提案があり、会場から大きな拍手が起こりました。

その他に報告集会では、九州裁判が終盤に差し掛かった事と関連して、九州朝鮮中高級学校の在校生、オモニ会役員から新たな決意表明と勝訴に向けた協力要請があり、参加者から連帯の意思が表示されました。

最後に弁護団から、次回裁判は大きな部屋(207号法廷)で行うので今以上に多くの方が傍聴に訪れてほしいとの呼びかけで報告集会を結びました。

■ 弁護団慰労会



報告集会後、九州朝鮮中高級学校で、同校オモニ会主催で弁護団の懇親会があり、普段接することが少ない弁護団とオモニ会の交流が行われました。(別項参照)

終始和気あいあいの懇親会を通して裁判勝訴に向けての決意を新たにしました。

他地方の裁判状況

- 広島(控訴審)
2018年9月4日(火)に控訴審の第2回弁論となっています。
- 大阪(控訴審)
2018年4月27日(金)に控訴審が結審となり、控訴審判決は、2018年9月27日(木)15時に言い渡されます。
- 愛知
2018年4月27日(金)に第一審判決が言い渡されましたが、敗訴判決となりました。愛知弁護団は控訴する予定です。
- 東京(控訴審)
2018年6月26日(火)に控訴審の第2回弁論となっています。

2018年6月

福岡地区朝鮮学校を支援する会「第4回総会」開催！ ～教育闘争70周年記念学習会も同時開催～

福岡地区朝鮮学校を支援する会事務局長 太田真由美

■ 朝鮮半島情勢が歴史的転換期を迎えようとする中、福岡地区朝鮮学校を支援する会「第4回総会」が5月22日(火)に140人の参加のもと福岡市東区の教育会館で開催された。冒頭に「朝鮮学校」の紹介DVDが上映された。

森田徹代表の挨拶に続いて福岡朝鮮初級学校・趙星来校長、「福岡県朝鮮学校を支援する会」中村元気代表からの連帯の挨拶を受け、熱気ある会が進行された。

議案としては、2017年度の活動報告・決算報告と2018年度の活動計画・予算案が提起され承認された。

本年度は、①「朝鮮学校無償化・福岡裁判勝利！」②「福岡朝鮮初級学校付属幼稚園併設55周年記念、金剛山歌劇団 民族チャリティー公演」(11月19日)の成功を全力で支援するなどを重点目標に掲げ、年間を通して活動していくことが確認された。

最後に、総会決議案とアピール文が採決され、祐成代表の退任の挨拶を受け閉会した。

■ 続けて、4.24教育闘争70周年記念講演が開催された。

朝鮮大学のキム・ヤンスン先生を講師に招いて『<4.24教育闘争>

とは何だったのか=4.24事件の検証=』と題した講演が行われた。

終戦後の在日朝鮮人にとって、解放の時を迎え帰国準備のための自国語の勉強をするために国語講習会を自分たちの力で開設して子供たちに教えていた事、マッカーサーの指令により文部省は全国に500校・生徒数6万人の通う学校に閉鎖命令を出し弾圧をすすめた事、この閉鎖令に反対し、闘争中に当時16歳の金太一君が警官に射殺された事などを話された。

講演に参加された方々は民族教育設立の歴史を再認識しながら、その支援の活動を継続していく気持ちを新たにしました。

無償化裁判弁護団慰労会 九州朝鮮中高級学校オモニ会 宣伝部 金秀愛

去る5月10日、九州朝鮮中高級学校オモニ会は、無償化裁判弁護団の先生方を慰労する会を催しました。

慰労会に先立ち行われた裁判では残念ながら前川・下村氏の証人採用が却下されました。ウリナラを取り巻く状況に好転の兆しが見え始めていただけに、裁判で前向きな判断があるのではないかという期待があっけなく裏切られ、裁判を終えた弁護団の先生方の落

胆をひしひしと感じながら、オモニ会も重苦しい気持ちで報告会を終え、慰労会の場へと向かった次第でした。



しかし慰労会の場合は、前向きなメッセージと温かい連帯の気持ちであふれていました！

弁護団9名、九州朝鮮中高級学校・北九州朝鮮初級学校教員11名、オモニ会10名、新聞記者3名の参加のもと、弁護団立ち上げ当初の経緯やこれまでの経過、お一人お一人の弁護団の先生方が朝鮮学校とどのように出会い、どのように裁判に向き合ってきたかなどのたくさんの貴重なお話を伺うことができ、参加したオモニ会役員にとって大変有意義な時間となりました。

お話を伺いながら、膨大な資料を読み説き、裁判の方向性を模索し、私達に代わりウリハッキョの主張を伝えてくださる弁護士の先生方が、これまでの裁判に費やし重ねてきた何年もの時間の重みを感じました。

もし弁護を引き受けてくださる弁護士の先生方がいらっしやなかったら？私達がこのように民族教育について声をあげ、主張し、語る場すらなかったら？過去にあったようにない者として無視され続けたら？？そんなことを考えながら、感謝してもきれない…そんな気持ちでいっぱいになりました。



結審まで残すところあと少しとなりましたが、九州朝鮮中高級学校オモニ会は、弁護団の先生方と、支援して下さる皆様と共に、勝訴の日まで諦めない気持ちで戦い続けて行きます。今後とも温かいご支援をよろしく願います！！

無償化裁判を財政的に支援する為のグッズ販売第2弾は九州中高美術部の生徒たちがデザインした付箋。多くの方々のご協力をお願い申し上げます。

- 内容:1冊50枚綴り
- 価格:200円
- 注文:FAX、メール、電話で受付
- 発送方法
⇒ 注文冊数に応じてご相談。

■ 注文方法

- ⇒ 電話:学校を通じてお買い求め下さい。TEL 093-691-4431
- ⇒ メール:info@msk-f.net
- ⇒ FAX:093-691-4441
- ⇒ メール、FAXにてご注文の場合、件名に『裁判支援グッズ希望』と記入され、注文者名、発送先、必要冊数を明記の上、ご注文下さい。

すべての子どもには学びへの権利があります！

★九州朝鮮中高級学校 入学式 4月5日(木)



★九州朝鮮中高級学校 運動会 5月20日(日)



■ 会費(カンパ)のお知らせ

■ 会費(カンパ)のお願い

本会の趣旨に賛同いただき会費(カンパ)のご協力をお願いいたします。(振込先は右記参照)

○ 団体会費 一口 5,000円

○ 個人会費 一口 1,000円

これまでのご協力に厚くお礼申し上げますと共に、裁判の広範な支援の為には、これからも継続的なご協力を呼びかけていきたいと思っております。皆様の暖かいご支援をお待ちしています。

■ 郵便振込の場合

01750-7-164454

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会

■ 銀行振込の場合

福岡銀行折尾支店(普)2988609

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局 ユン キョンリョン

■ 労働金庫振込の場合

九州労働金庫福岡県庁前支店(普)6713577

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局員 前海満広